

地区計画の届出

届出の必要な行為

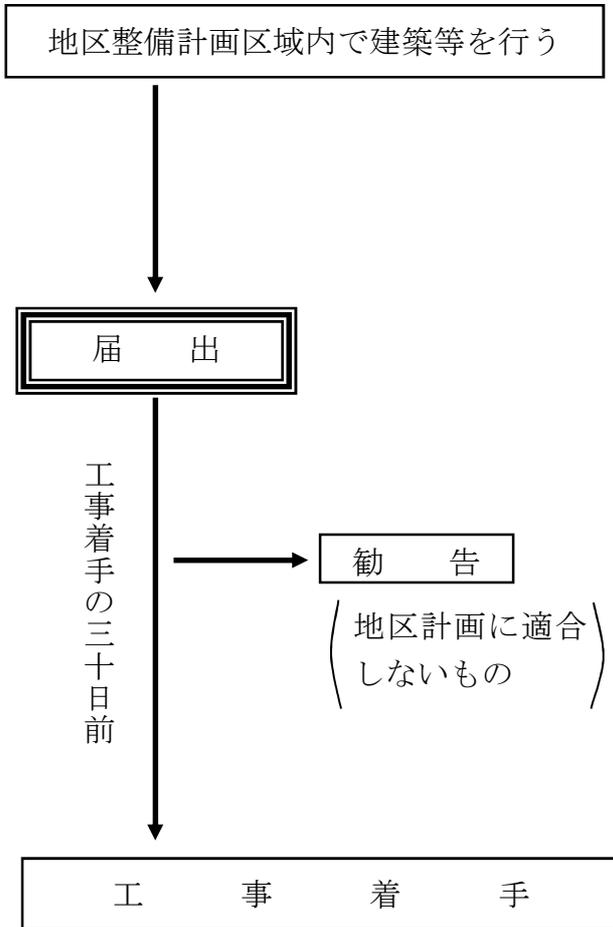
工事着手の30日前までに届出が必要になります。

届出が必要となる行為は次のとおりです。

1. 土地の区画形質の変更
2. 建築物の建築（新築、増築、改築など）
3. 工作物の建設（広告塔の設置など）
4. 建築物等の用途の変更
5. 建築物等の形態又は意匠の変更
6. 木竹の伐採

区長は、地区計画を審査し、適合しないと判断した場合勧告することあります。

フローチャート



※地区整備計画区域内（一部の区域を除く）で建物の建築等をする場合には、地区計画の届出が必要になります。

地区計画の届出は、建築確認申請の関係規定ではありません。地区計画の届出がなされていなくとも、建築確認申請は可能です。建築制限のご相談は、指定確認検査機関までお願いいたします。

届出方法

1. 提出書類

- 地区計画の区域内における行為の届出書 2部（正・副各一部）
 - 1 届出者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 2 届出書に押印は不要です。代理人が届出する場合、委任状に押印若しくは、委任者の署名が必要
 - 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載してください。
- 添付図書 2部（正・副各一部）

※添付図書一覧表

	行為の種別	図面	縮尺	備考
①	②～⑤に共通	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示
②	土地の区画 形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域内及びその周辺の公共施設の状況を表示
		設計図	1/100 以上	切土、盛土の範囲等を表示
③	建築物の建築 工作物の建設	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置、門、垣等の位置を表示
		求積図	適宜	敷地面積及び各階建物床面積の求積を表示
		平面図	1/50 以上	各階のもの(工作物は不要)
		立面図	1/50 以上	屋根及び外壁の色彩等を表示 二面以上
		断面図	1/50 以上	二面以上 (防災街区整備地区計画に限る)
④	建築物等の 意匠の変更	配置図	1/100 以上	③に同じ
		立面図	1/50 以上	③に同じ
⑤	木竹の伐採	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域を表示
		施工図	1/100 以上	当該行為の施行方法を表示

2. 届出の時期

- 届出の時期

工事着手の30日前までに届出をしてください。(建築確認申請の前後は問いません。)
- 届出の内容に変更が生じたとき

変更届を、変更に係る行為に着手する日の30日前までに提出してください。
提出に際しては、変更前後の図面に変更箇所を表示し、案内図を添えてください。

3. 届出先

葛飾区都市整備部都市計画課都市計画係（区役所3階302番窓口）